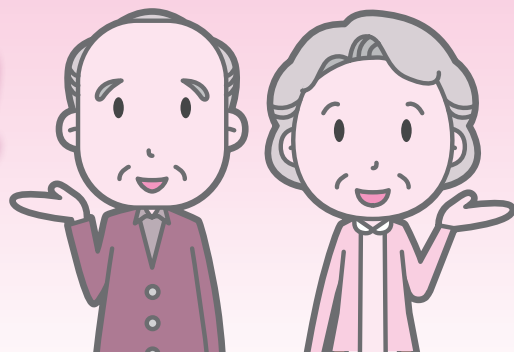


平成30年度 介護保険料の仮徴収



65歳以上の人の介護保険料は、平成29年の所得が確定するまでは、暫定的に前年度の所得などに応じて算定した額を納める「仮徴収」を行います。「仮徴収」を行うことで、1期あたりの保険料を抑えることができます。

問合せ 長寿支援課（本庁仮設庁舎西棟1階） ☎ 32-1175

※7月以降（特別徴収は8月以降）の介護保険料は前年の所得が確定し、年間の介護保険料が決定する7月中旬に発送します。

| 納期 | |
|-----|------------------|
| 仮徴収 | 1期 4月 (2月と同額) |
| | 2期 6月 (2月と同額) |
| | 3期 8月 |
| 本徴収 | 4期 10月 |
| | 5期 12月 |
| | 6期 翌年2月 |

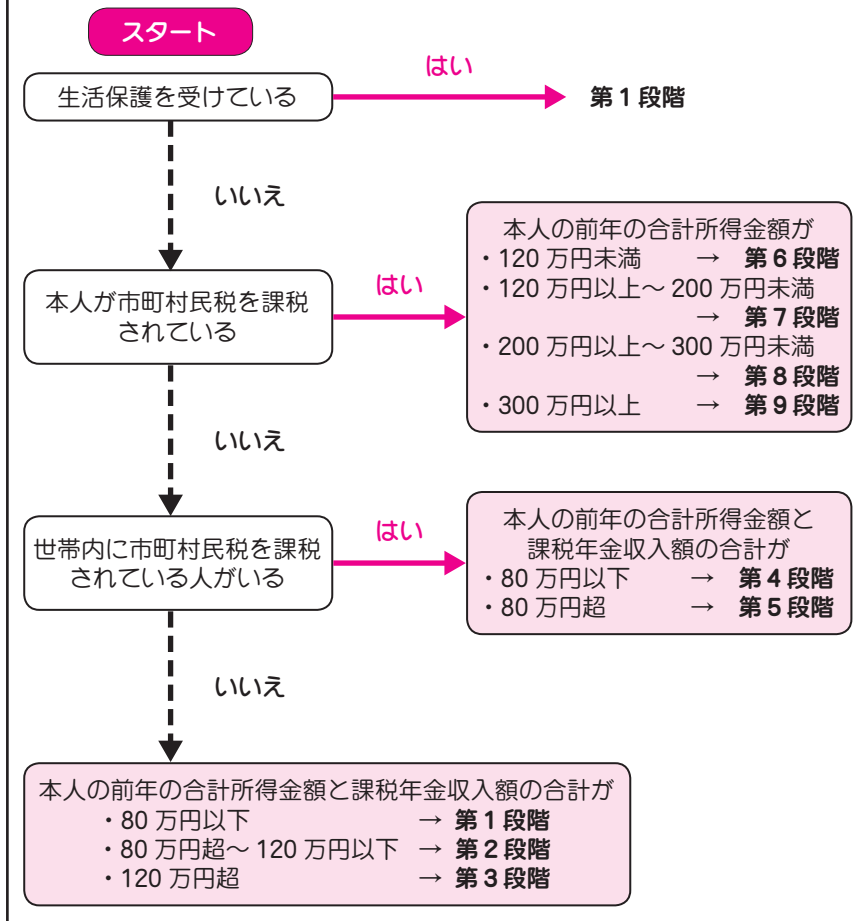
年金支給時に介護保険料を差し引く方法を特別徴収といいます。
特別徴収の人は4月分と6月分の介護保険料が2月分の介護保険料と同額になるため、**4月の通知はがきを送付しません。**
ただし、4月に特別徴収開始の人には通知はがきを4月中旬に送付します。
※熊本地震により減免を受けた人で、平成29年度中に特別徴収が中止になった人は、普通徴収の取り扱いになりますので注意してください。

◆特別徴収の人（年金天引きの人）

| 納期 | |
|-----|----------|
| 仮徴収 | 1期 4月 |
| | 2期 5月 |
| | 3期 6月 |
| 本徴収 | 4期 7月 |
| | 5期 8月 |
| | 6期 9月 |
| | 7期 10月 |
| | 8期 11月 |
| | 9期 12月 |
| | 10期 翌年1月 |
| | 11期 翌年2月 |
| | 12期 翌年3月 |

◆普通徴収の人（納付書払いや口座振替の人）
納付書や口座振替で介護保険料を納める方法を普通徴収といいます。
納付書払いの人には4〜6月分の納付書を、口座振替の人には4〜6月に口座から引き落とし予定の金額を明記した通知はがきを4月中旬に送付します。

平成30年度 介護保険料の年額をチェックしてみましょう



第7期 (平成30年度～32年度) 介護保険料額

| 所得段階区分 | 算定方法 (基準額×保険料率) | 年間介護保険料 |
|--------|--------------------------|----------------|
| 第1段階 | 基準額 × 0.45 | 35,100円 |
| 第2段階 | 基準額 × 0.75 | 58,500円 |
| 第3段階 | 基準額 × 0.75 | 58,500円 |
| 第4段階 | 基準額 × 0.9 | 70,200円 |
| 第5段階 | 78,000円 (基準額) | 78,000円 |
| 第6段階 | 基準額 × 1.2 | 93,600円 |
| 第7段階 | 基準額 × 1.3 | 101,400円 |
| 第8段階 | 基準額 × 1.5 | 117,000円 |
| 第9段階 | 基準額 × 1.7 | 132,600円 |